

平成23年度第3回山梨県食品安全会議議事録

平成23年1月26日掲載

日時 平成23年12月21日（水）午前10時～12時

場所 県庁北別館505会議室

出席者 （敬称略）

（委員）：石倉委員、大塩委員、北野委員、小林委員、田草川委員、戸辺委員、前島委員、三神委員（50音順）

（事務局）：企画県民部：丹澤部長、消費生活安全課 前沢課長、川元総括課長補佐、向山主査、井筒副主査、宮咲副主査、小林職員
兼務職員等：衛生薬務課 小林課長補佐、果樹食品流通課 武井課長補佐、畜産課 輿水課長補佐、健康増進課 深澤衛生指導監

傍聴者等の数 1名

会議次第

- 1 開会
- 2 企画県民部長あいさつ
- 3 議事【公開】
 - (1) 「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」素案について
 - (2) 「山梨県食の安全・安心推進計画（仮称）」の基本的な考え方（案）について
 - (3) その他
- 4 閉会

概要

1 開会 司会：消費生活安全課総括課長補佐

2 企画県民部長あいさつ

（・配付資料の確認）

3 議事（進行：議長（会長））

（1）「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」素案について

・事務局から、「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」の素案について、資料1～5により3回にわけて説明。

・意見、質疑等は以下のとおり。

(1. 資料3 前文、第1章)

(A委員) 資料3の3ページ、素案の(6)ですけれども、「(ハ) 学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に～」という表現ですけれども、これには特定の者は含まれるのでしょうか。いわゆる健康増進法では、特定というのが給食施設の対象者なんですけれども。それから特定給食施設には不特定は含まれないのですが、ここにはあえて、不特定という表現があって特定が入っていないものですから。いわゆる施設の入所者、病院の患者さんは特定の者になりますので。

(事務局) いわゆる介護施設で決まっている者にだけ提供している場合は、ここに含まれるかどうか、ということですね。

(事務局) ただいま確認中ですが、事業者につきましては先ほど説明したように、どういう事業を行っているかということをもれなく列挙させていただきまして、食品衛生法の規定を分解して、それぞれに分けているのですが。

(A委員) 健康増進法も参考にしてもらいたいと思うのですが。食品衛生法では不特定の者に提供する場合には、飲食店営業の許可が必要なのですが、特定の者に対する場合は許可が必要ではないんですよね。健康増進法で届出をすれば良いことになっておりますので。

(事務局) 状況からいえば、排除する理由はないんですけれども、表現として誤解が生じるということだと思いますので、そこは、条文としてきちんと整理できているのかどうかということを確認させていただきたいと思います。健康増進法も確認して、その点について整理をさせていただきたいと思います。

(B委員) 資料3の4ページ、「県民の役割」第6条2項のところですが、骨子の「食品等の消費に当たり、その安全性を損なうことのないよう適切な行動」というところが、素案では、「基本理念にのっとり、食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう」とありますけれども、よくわからないところがあって、私の理解では、これは県民といいますか、一人ひとりの家庭内での消費と読み替えたときに、食中毒(の予防)だとか、そのように思うんですが。個人の家庭のレベルの管理というのはさまざまあって、条例で規定するような関係ではないのではないかと思います。誰かが調理してどなたかに出す、という事業者的な意味合いがあれば、また別だと思うんですが、

これは多分、家庭といいますか、一人ひとりの消費者の関係だと思しますので、条例という視点から見たときに、個人責任の範囲だと私は思います。ですから、条例でこういうことが必要なのかということが、私どものところでは意見が出たところでして、ここまではいらぬのではないかと、という話が出ましたので、（意図を）ご説明いただければと思います。

（事務局）パブリックコメントでも同様の意見をいただいたところでございます。しかし、食の安全・安心につきましては、生産から消費に至るまでということで、食品安全基本法にもあるところでございます。当然、消費についても、例えば、それぞれの方が勝手に腐った物を食べても、それは個人の問題だといえるかということでございますけれども、基本的には、食品安全基本法の中に書かれているとおり、それぞれが消費に至るところまで努めていただきたい、とこういう規定でございます。当然、こういったことがあれば、社会的にも影響があるわけでございますので。必ずしも、私どもが家庭に入ってどうということではございませんけれども、この規定において、消費に至るところまでそれぞれ自覚をしてやっていただくということです。関連的に申し上げれば、食育の規定もございますので、家庭にまで手を入れるんだというのではなくて、食品の消費については、それぞれについてもやっていただくという文言で整理をしたつもりでございます。

（議長）これは県民の役割のところでございますが、家庭と考えるか、県民の全体の意識と考えるかということだと思いますけれども。具体的にいうと、家庭の中でというだけではなくて、食堂にいった持ち帰った物が食中毒になるとか、そのようなこともあるので、県民の役割という括りであったら、この条文が入っていても良いかなと思うのですが、B委員、いかがでしょうか。

（B委員）わかりました。

（事務局）先ほどのA委員の意見ですが、素案では、不特定「若しくは」多数と規定しているのですが、（健康増進法で）特定給食施設は特定「かつ」多数となっておりますので、（素案は）多数となっているので、これで（特定も多数に）包含するという解釈で運用させていただきたいと思っております。食の安全なので、健康増進法というよりは食品衛生法をベースに規定をさせていただきたいと思っておりますので。

（A委員）特定という対象者を扱う部分が、食品衛生法の許可を取らないと提供できないので、不特定といわなくても、上の方の（イの）食品を扱う業者に含まれると思うんですね。敢えてここに病院や施設と入れているというのは、健康増進法で規定する施設のことを想定していると思ったものですから、重複しているのではないかなあと感じまして。不特定と表現するの

であれば、特定と表現した方が誤解しないのではないかと思います。特定給食施設を扱う人達にとっては特定という意識がありますので。あとは、検討していただければと思います。

(事務局) いずれにしても誤解がないような形で、検討させていただきたいと思います。

(議長) どちらの法律にするかということではなくて、全部を包括するような。

(2. 資料3 第2章、第3章)

(B委員) 10ページの食育、地産地消の関係のところなのか、この後の危害を及ぼす関係のところなのかはつきりしませんが、今日の新聞報道によると、放射性物質の食品基準が当初の暫定基準値と比べると、5分の1くらいになるということで、来年4月からこの新基準が適用されるという報道があって、そこに、今年県内で検査結果が出された中の数値でいうと、お茶や野生きのこが出荷制限になる可能性があるという記事がありました。放射能の問題については、誰かが違反したとか、表示問題があったとかということではなくて、条例との関係では、どこかの誰かを指導すれば直るということではないと思うので、何ともいいにくいのですが、今、消費者団体においては、放射能の問題は最重要課題でして、いろんな学習会をやってもたくさん人が来ます。特に子どもを持っている若いお母さんは、ものすごく心配されていて私どもにしょっちゅう意見等が寄せられています。新しく基準が変わって、県内のものも出荷基準にかかる(可能性もある)というような事態を受けて、地産地消においても、安全性においても、(条例に)盛り込むことが必要だと思いますので、ぜひご検討をいただければと思います。また、(現在、放射性物質について)環境衛生部局や学校で検査をしていると思うのですが、この問題(食品の放射性物質)について、検査する場所等は変わらないと思うのですが、どこが担当するかということをお教えいただきたい。出荷制限の判断をするとか、そういうことについては、消費生活安全課なのか、農政部なのか、あるいは知事なのか、お教えいただきたいと思います。

(事務局) 放射能の関係については、少し条例から離れますけれども、原子力災害対策本部があって、8月に最終(現在適用されている)の「検査の考え方」が出されまして、それをベースに各都道府県が、まず市場に出さないという中で取組みを進めています。本県においても、第19次になりますけれども、検査計画を立てて検査を行っております。条例と関係で申し上げますと、立入検査等の第29条に規定がございまして、「法令又は他の条例に規定する措置を講ずる場合を除き」という、行政サイドの中で検査が出来るというような組立をしております。今の放射能の関係は、3月17日に厚生労働省が暫定規制値を超えたものについては、食品衛生法第6条2項の中で、「有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着しこれらの疑

いがあるもの」については販売してはいけないという中で、取組みがなされています。条例が出来た後、どこが所管するかということは、県においては事務決裁規則というのがあって、それで決まっています。例えば、消費生活条例の中にいろいろな権限がございますけれども、それは全部私どもが持っておりますし、消費者関連の主なものについては私どもが所管しております。それは、行政組織規則を見ていただければわかります。この条例に関しては、想定は、私どもがこうやって条例をつくっているものでございますので、基本的には私どもが所管するということで考えております。ただ、組織を所管する課は別でございますので、ここで確定的に申し上げるわけにはいかないという状況です。

(事務局) 補足させていただきますが、先ほど、食品衛生法第6条2項によるという話があったので、今の流れでいうと、流通販売段階での押さえは食品衛生法を所管している厚生労働省一衛生薬務課という流れが一つあります。通知等についてはそのような流れです。生産段階については、そもそも食品衛生法は所管しておりませんので、そこは生産者を所管する農政部がやっていくことになろうかと考えます。ですので、生産段階において放射性物質が検出されて、流通にまで至っていないような段階で発見された場合については、他県の場合を見ても、原子力災害対策本部から都道府県に指示があって、出荷の制限をするということになれば、都道府県知事の名前において生産者に要請するわけですが、そのような場合はおそらく生産者を所管している部局が中心となり対応すると思います。B委員の答えになっていませんけれども、要は場面によって、あるいは所管する法律によって所管部局が変わってしまう、最終的に誰の責任において対応するかといえ、B委員が言われたように知事の名前においてということになりますので、当課は広く薄くは関与しているわけですが、より濃く関与しているところが中心になって判断して一定の対応をすると思われま。

(3. 第4章、第5章、第6章)

(A委員) 立入検査の第29条の2項のところ「立入検査等をする職員は、その身分を示す身分証を～」とありますが、これはどういう人を想定しているのですか。食品衛生の関係であれば、食品衛生監視員がいると思うんですけども、この場合の身分は、特にそのような資格を与えて身分証を出すのか、その辺を教えてくださいと思います。

(事務局) 特に資格を与えて、ということは考えておりません。当然、立入検査に入るについては、この条例に基づいた身分証を作成して携帯するというのが、ルールでございますので、特に薬剤師ですとか栄養士ですとか、という資格は考えておりません。

(事務局) この実務的な取扱いについてですが、現在、庁内で関係課に打診している段階では、

基本的にこの条例を所管するのは当課になりますので、当課の職員として身分証を携帯して立入検査に臨むことになろうかと思いますが、専門的な知識や技術が必要な場合もございますので、今現在もそうですが、衛生薬務課等他課の職員に兼務発令をかけておりまして、そういった方々にも当然身分証を携行していただいて、立入検査に行っていただくことに事実上なろうかと思いますが。

(その他、輸入食品、遺伝子組換え、罰則について)

(事務局) それ以外のパブリックコメントの中で、輸入食品、遺伝子組換えの関係、罰則について例えば、情報の提供をしなかった場合についても罰則規定を設けたらどうかという意見もございますので、その辺の考え方についてお話をさせていただきたいと思います。

(・追加の資料を配付し説明)

まず、輸入食品についての規定でございますけれども、県によっては、特に港湾を控えているようなところについては、実は規定をおいてございます。ただその規定の中身は、実際には厚生労働省に届出をすることになっておりますので、そのことについての重複規定的な規定でございます。輸入食品につきましては、資料を見ていただきますと、そもそも国で輸入食品については、監視指導計画を作り、法律の中で届出を受けて審査をして、安全を確保をしているところでございます。もちろん、県でも監視指導計画の中で輸入食品も含めて検査はしております。

他県の条例の状況、規定の内容、それから基本的には国の問題になるということ、こういった現状を踏まえて、私どもの条例としては規定をしなくても良いのではないかという判断をさせていただいたところでございます。

続きまして、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、カルタヘナ法とっておりますが、基本的には交雑防止でございまして、いくつかの県で規定をしているところがございます。県独自の基準を設けるということで、整理を進めているのですが、一部の県においてはなかなか基準自体が作れないという状況に陥っているというところもあります。北巨摩で一部新聞に出たケースがございますけれども、現実的には商業栽培が進められるという状況にないということ、それから、国の方の承認規定として審査されているということ、港湾を持っているところでは、輸入大豆が運ばれるということがあったときにこぼれるじゃないかということもあるんですが、私どもとすれば、今のところ、そういったものが県内の中にあるということがございませぬので、これについても、条例に規定するまでではないのではないかと判断をしたところでございます。

それから罰則については、パブリックコメントでもいくつか意見がございました。罰則は、規定をするには県民あるいは事業者のみなさんの権利を制限する、財産的な不利益を与えるこ

とになりますので、非常に慎重にせざるを得ないというところでございます。基本的には何らかの義務についての義務違反ですとか、ここでいえば自主回収でありますとか、措置に関するところについて罰則を設けるかということでございますけれども、条例で食の安全・安心を県民一体で進めるという観点、それからやはり公表というのは実質的に罰則ではないかととらえられる方も相当数いるという中で、今の出荷の制限、自主回収の報告をきちんと担保する点で考えると、公表の中で担保できるのではないかという判断をしたところでございます。なお、情報の提供の規定や記録の保存も条例にございますが、罰則はきちんとした義務づけがなければできませんので。各法律にそれぞれ罰則があるところでございますので、この条例の中では必要ないという判断をさせていただいております。

(C委員) 遺伝子組換えについては、個人的には前々回から資料を見させていただいて他県で遺伝子組換えについて特別なケースがあるというのを見て、何とか山梨県も入れられないものかと思っておりました。ところが、どのような条文にすればよいのかとなると難しいところだなというのが実感でした。しかし、こうやってパブリックコメントが出てきておりますし、B委員、どうでしょうか。生協の組合員でも、先ほどの放射能の問題もそうですし、輸入食品もそうですが、遺伝子組換えに関する不安というか、そういったことも大きいと思うんですね。何とか入れられないものでしょうか。また、山梨県には休耕地がたくさんありますので、これから、他県から農業を目指す方達がいらして、そのときに遺伝子組換え植物をとったときに、山梨県として基準を作る必要があるのではという気がするのですが、いかがでしょうか。

(B委員) 今、名前が出ましたので。大変関心が高い問題ですし、条例の目的からして、人への健康に悪影響を与える要素については、そのようなことがないようにしっかりやってほしいというのが、消費者の率直な気持ちだと私も理解して、C委員と同じような観点で書きようを考えていましたが、現状では説明のとおりかなというような気もします。私から一つ行政の方をお願いをしたいと思います。今、資料もいただいたようにそれなりの法的な措置がされているということと、誤った情報も消費者を惑わせるところがあって、最初の報道だけが消費者には強く残るものですから、後に正しい情報があっても説明されないために、誤解とか心配が増幅されるといいますか、そういう状態のままになってしまっていると思います。ですから、適切な情報を早く流すとか、わかりやすい、特に心配事といったことから紐解くような内容の情報が適時出されると、安心出来るような情報に接することが出来るのではないかと思いますので、対応をお願いしたいと思います。例えば、群馬県が発行したパンフレットは県民参加で分かりやすい情報提供になっていますが、そうした対応のことです。C委員がおっしゃられたことと全く違うことをいっているような気がします、そういうことは私達消費者にとっても一つの役割ではないかなと考えたところです。

(議長) ただいまのこと、情報提供のところでご検討いただくということで、よろしいでしょうか。

(2) 「山梨県食の安全・安心推進計画（仮称）」の基本的な考え方について

- ・「山梨県食の安全・安心推進計画（仮称）」の基本的な考え方について、事務局から資料6により説明。
- ・意見、質疑等は以下のとおり。

(D委員) 山梨県の県民の食の安全・安心を推進するという事は非常に大事なことで、取組んでいかなければならないことだと思いますが、やはりこれを進める中で、それぞれの立場、といっても全員が消費者なわけですが、それでも、消費者、生産者、事業者、流通業者さんの立場、それぞれの立場があって、それぞれの立場によって認識のずれというのが、こういうものには必ず出てくると思います。ですから、この条例を県民、消費者を含めて、事業者、生産者、すべての人達がしっかり理解してもらうような今後の取組みを、ただ単に新年度から制定するというだけではなくて、理解をしてもらうような取組みをたくさんやっていくことが大事だと思います。

(3) その他

- ・パブリックコメントの今後の取扱いについて、質疑応答。

4 閉会